

いちご訪問看護ステーション 料金表

令和元年10月現在

(1) 介護報酬利用分

※福井市は地域区分が「7級地」であるため、下記表の単位数に10.21円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合（1割または2割）にもとづいた額が自己負担となります。

【訪問看護】

① 看護師が訪問看護を行った場合

所要時間	30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分
利用料金	469単位	819単位	1,122単位
2名による訪問看護	+254単位/1回	+402単位/回	
看護補助者との訪問	+201単位/1回	+317単位/回	

② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を行った場合

297単位 / 1回（1回あたり20分）（6回/週まで）
（1日に2回を超える場合90/100の単位数）

下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

- 退院時共同指導加算 600単位 1回/初回時
(特別な管理を必要とする利用者の場合2回)
退院・退所時に医療機関等と共同し、在宅での療養上の指導を行い、その内容を文書により提供した場合（医療法人 健康会 嶋田病院からの退院時にも算定）
- 初回加算 300単位 1回/初回時
新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合。
- 特別管理加算Ⅰ 500単位 1回/月
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態・尿道留置カテーテルを使用している状態・経管栄養のためのカテーテル等を留置している状態等
- 特別管理加算Ⅱ 250単位 1回/月
在宅酸素療法指導管理等を受けている状態・真皮を超える褥瘡の状態等
- 長時間訪問看護費 300単位 / 1回毎
特別管理加算を算定している方で、60分以上90分未満の訪問看護を90分以上行った場合
- サービス提供体制強化加算 6単位 / 1回
- 緊急時訪問看護加算 574単位 1回/月
利用者・家族などに対して24時間連絡体制にあり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合。
- ターミナルケア加算 2000単位 1回
終末期ケアを行った場合。
- 夜間・早朝加算 所定単位数の25%
計画的に訪問することになっていない1月以内の2回目以降の緊急時訪問を、夜間（午後6時から午後10時まで）および早朝（午前6時から午前8時まで）に行った場合

- 深夜加算 所定単位数の50%
計画的に訪問することになっていない1月以内の2回目以降の緊急時訪問を、深夜（午後10時から午前6時まで）に行った場合
- 中山間地域等提供加算 所定単位数の5%/回
通常の事業所の実施地域を超えて、指定訪問看護を行った場合

【介護予防訪問看護】

① 看護師が訪問看護を行った場合

所要時間	30分未満	30分～1時間	1時間～1時間30分
利用料金	449単位	790単位	1,084単位
2名による訪問看護	+254単位/1回	+402単位/回	
看護補助者との訪問	+201単位/1回	+317単位/回	

② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問看護を行った場合

287単位 /1回（1回あたり20分）（6回/週まで）
（1日に2回を超える場合90/100の単位数）

下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

- 退院時共同指導加算 600単位 1回/初回時
(特別な管理を必要とする利用者の場合2回)
退院・退所時に医療機関等と共同し、在宅での療養上の指導を行い、その内容を文書により提供した場合（医療法人 健康会 嶋田病院からの退院時にも算定）
- 初回加算 300単位 1回/初回時
新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合。
- 特別管理加算Ⅰ 500単位 1回/月
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態・尿道留置カテーテルを使用している状態・経管栄養のためのカテーテル等を留置している状態等
- 特別管理加算Ⅱ 250単位 1回/月
在宅酸素療法指導管理等を受けている状態・真皮を超える褥瘡の状態等
- 長時間介護予防訪問看護費 300単位 /1回毎
特別管理加算を算定している方で、60分以上90分未満の訪問看護を90分以上行った場合
- サービス提供体制強化加算 6単位 /1回
- 緊急時訪問看護加算 574単位 1回/月
利用者・家族などに対して24時間連絡体制にあり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合。
- ターミナルケア加算 2000単位 1回
終末期ケアを行った場合。
- 夜間・早朝加算 所定単位数の25%
計画的に訪問することになっていない1月以内の2回目以降の緊急時訪問を、夜間（午後6時から午後10時まで）および早朝（午前6時から午前8時まで）に行った場合

- 深夜加算 所定単位数の50%
計画的に訪問することになっていない1月以内の2回目以降の緊急時訪問を、深夜（午後10時から午前6時まで）に行った場合
- 中山間地域等提供加算 所定単位数の5%/回
通常の事業所の実施地域を超えて、指定訪問看護を行った場合

(2) その他の費用

主治医が発行する訪問看護指示書は医療機関でのお支払いになります

訪問看護指示書料（1～6ヶ月有効）	1割負担	2割負担	3割負担	主治医に お支払い下さい
3,000円	300円	600円	900円	